

シルバー人材センター



シンボルマーク

ニュース

ゆんたく

〈発行所〉

公益社団法人 沖縄市シルバー人材センター

〒904-2155 沖縄市美原3丁目1番1号

電話番号(098) 929-1361

http://www.okinawasisi.com

3月末現在の会員数511人

(男性343人・女性168人)

沖縄市シルバー人材センターはフリーランス法への対応のため 令和7年4月から新しい契約方式へ移行します

フリーランス法の目的

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(以下「フリーランス法」)が令和6年11月1日から施行されました。この法律は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されたもので、フリーランスの方と企業などの事業者の間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。フリーランスとは、従業員を使用せずに個人で業務を受託する人々を指しており、請負・委任の仕事をするシルバーの会員もこれに該当するとされたことにより、センターは、会員がフリーランス法の下で安心して就業できる環境を整備しなければならないこととなりました。

フリーランス法 令和6年11月1日施行

フリーランスが 安心して働ける環境を整備

取引の適正化

就業環境の整備

フリーランス法に適應するよう 新しい契約方式へ移行します

この法律では、役務の提供を実際に行う会員と、それを受けるお客様(本来の発注者)との間に直接的な契約関係が生じるようにしなければなりません。

しかし、現行の契約方式は、お客様がセンターへ①業務委託し、センターは会員へ②再委託するという二段階の契約方式となっており、会員とお客様との間には契約関係は発生せず、フリーランス法に適應できていません。(イメージ図;上/見直し前)

厚生労働省からも法の趣旨に沿う契約方式への見直しを行うよう方針が提示されており、**発注者と会員との間に直接的な契約関係**が生じるようにするため、令和7年4月から三者間の包括契約による新しい契約方式に移行することとなりました。(イメージ図;下/見直し後)

三者間の包括契約について

新しい契約の方式は、三者間の包括契約という方式で、これまでお客様から業務を一式でお請けしていたものを、4月からは、

- ① お客様からの会員への仕事の依頼・作業料の支払等をセンター経由で行い、センターがお客様と作業内容等諸事を調整のうえ会員とのマッチングを行うこと
- ② 会員がお客様とセンターとの間で合意した作業に就業すること

の二つの内訳でお請けすることになり、お客様からのご依頼には、①については 利用規約、②については 会員業務就業規約という定型約款(基本的なルールを定めたもの)に同意をいただいた上でご依頼をいただくこととなります。

なお、センターは、発注者と会員との間で業務が円滑に実施できるようサポートをさせていただきます。

契約方法の見直し後においても、シルバー人材センターはこれまでと変わらないサービスを提供しますので、お客様には、これまでどおり安心してシルバー人材センターをご利用いただきますようお願いいたします。

見直しのイメージ図



会員の皆様へ

「フリーランス法」の制定を踏まえて
就業機会の提供に関する契約関係を見直します

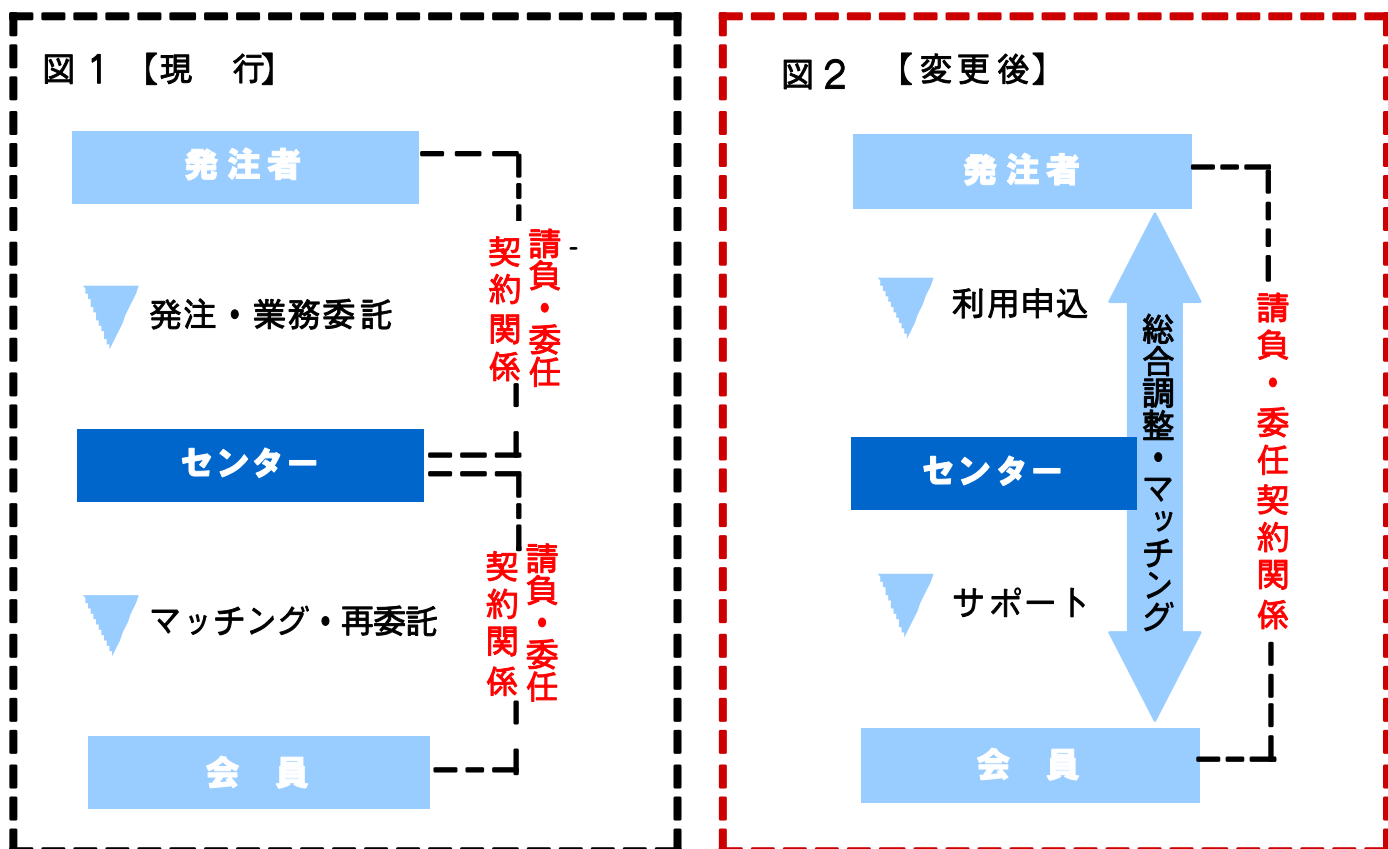
令和6年11月に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」いわゆる「フリーランス法」(下記※を参照)が施行されました。この法律の趣旨を踏まえ、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法では、発注者と会員との間で直接的な契約関係は成立しません。

このため、会員の皆さまがフリーランスによる保護のもとで、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。厚生労働省から、シルバー人材センターの契約方法について、下記図2のとおりで見直しを行うよう方針が示されています。

皆様におかれましては、契約見直しへのご理解をお願いします。

■見直しのイメージ



※フリーランス法とは？

個人が事業者(特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当)として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者(特定業務委託事業者。いわゆる発注者)に対して、給付の内容(いわゆる報酬)その他の事項の明示が義務付けられています。

契約方法の見直しによる現行との変更点

1 会員とセンターとの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わることはありません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任持って対応します。

会員皆様には、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。

2 業務仕様書への同意

発注者とセンターの間で契約を締結することには変わりはありませんが、今後は原則として、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し（口頭説明を含む）します。その上で、当該業務を受けるどうか判断いただき、同意いただくこととなります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することとなります。

なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することとなります。

3 デジタル化による対応について

会員への「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となります。

そのため、センターでは「会員業務仕様書」という内容をスマートフォン等で、会員自ら確認できるようなデジタル明示による仕組みづくりを進めています。すでにスマートフォンに慣れ親しんでいる会員におかれましては、出来るだけデジタル明示を可能とするシステム登録をお願いします。（詳しくはセンター職員にお尋ねください）

4 報酬の扱いについて

配分金については、これまで同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。

仲間を募集しています!



公益社団法人
 沖縄市シルバー人材センター

約500名の会員が、就業や社会奉仕活動等ががんばっています。

ひゃみかち!!

●お問い合わせください。

電話 (098) 929-1361

第13回理事会

第13回理事会が3月18日、シルバーワークプラザ大会議室で開催された。

議案第1号「正会員の入会」については、13人(女性6人・男性7人)が承認された。その結果、3月18日現在の会員数は511人(女性168人・男性343人)となった。なお、2月退会者数は3人。

令和7年2月の主な実績では、会員数498人で25人の減(▲5%)、就業実人員273人で14人の減(▲5%)、就業延人員2543人で2497人の減(▲4%)、配分金約1331万円で約196万円の減(▲13%)、契約金額約1598万円で約240万円の減(▲14%)となった。(いずれも対前年度同月比)

入会案内・就業相談窓口について

◇曜日：月曜日から金曜日まで
 ◇時間：10時～4時まで

場所◇シルバーワークプラザ